3年生ライフデザイン

社会保険の種類と仕組みを知ろう

3年　　組　名前

☆はじめに☆

　就職をすると社会保険に加入をします。加入することで一部自己負担（保険加入料）をすることになります。そして、自己負担をすることによってどのように自分が守られているのか知る必要があります。この授業では、就職をしたら加入する保険の種類について学習をします。

1　〔①　　　　　〕保険について

・保険料の自己負担はなく、全て〔②　　　　　〕が支払う。

[](https://www.google.co.jp/url?sa=i&url=https://www.akari-sekkotsu.net/jikorousai/rousai&psig=AOvVaw0m-54d8glkpEPx86hostc0&ust=1601692973481000&source=images&cd=vfe&ved=0CAIQjRxqFwoTCMiJ7sfxlOwCFQAAAAAdAAAAABAE)

　どんなときにつかえるの？？

　・〔③　　　　　〕中のケガや病気が原因で通院するとき

　　※〔④　　　　　〕中のケガも含みます。

支払いはどうするの？？

・労災指定病院・・・労災を扱っている病院  
⇒申請書を持って行けば、病院での支払いはなし

・それ以外…労災を扱っていない病院  
⇒治療が終わるまで治療費を支払う。申請書や〔⑤　　　　　〕を提出して受け取る。

2　〔⑥　　　　　〕保険について

・保険料の自己負担あり。〔②　　　　　〕の方が多く負担。

どんなときにつかえるの？？

・会社を〔⑦　　　　　〕して、次の就職先を探すとき【失業手当】など

失業手当をもらえる条件は？？

・〔⑧　　　　〕日（やめた日）以前2年間に11日以上働いた月が12か月以上あること。　※特定受給資格者については加入条件が半分になる。

どのぐらいもらえるの？？

・務めた年数や年齢、もらっていた給料の金額によってもらえる期間や金額が変わる。

・登録をした〔⑨　　　　　　〕へ申請をする。

3　〔⑩　　　　　〕保険について

・保険料の自己負担あり。〔②　　　　〕と半分ずつ支払う。

[](https://www.google.co.jp/imgres?imgurl=http://okamoto-medical-service.com/wp/wp-content/uploads/2020/03/jiko_snow_snowboard.png&imgrefurl=http://okamoto-medical-service.com/news/%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E3%81%AE%E6%80%AA%E6%88%91-vol-2/&tbnid=izo3ctHYA-VvdM&vet=10CBsQMyh1ahcKEwiw-6ycjJXsAhUAAAAAHQAAAAAQAg..i&docid=R7cY-absWu6iTM&w=800&h=800&itg=1&q=%E6%80%AA%E6%88%91%20%E3%82%A4%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%88%E3%80%80%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84&hl=ja&ved=0CBsQMyh1ahcKEwiw-6ycjJXsAhUAAAAAHQAAAAAQAg)どんなときにつかえるの？？

・〔③　　　　〕中以外で病気やケガをしたとき

支払いの金額は？

・医療費の〔⑪　　　〕割を支払う。

会社を辞めたら保険はないの？？

・〔⑫　　　　〕健康保険に加入する。

4　〔⑬　　　　　〕保険について

・保険料の自己負担あり。健康保険と同じく、〔②　　　　〕と半分ずつ支払う。

いつからもらえる？？

・〔⑭　　　　　　〕後、65歳？70歳？ みなさんのころはどうなっているかな？？

[](https://www.google.co.jp/url?sa=i&url=http://www.satsuma-net.jp/chomin/kurashi/hoken/nenkin/kanyu.html&psig=AOvVaw118dAHCG2nZCE9XldNwjLn&ust=1601703105241000&source=images&cd=vfe&ved=0CAIQjRxqFwoTCJjeya2XlewCFQAAAAAdAAAAABAT)

会社を辞めたらどうする？？

・〔⑮　　　　　　〕保険に加入する。

☆☆障害年金について☆☆

・20歳になると障害年金を受給できる可能性があります。

・２級を受給できれば、年間781,700円、１級を受給できれば、年間977125円

　（令和2年度）

・申請をすれば受給できるものではありません。

・地域の支援機関などに必ず相談しましょう。

5　最後に・・・

・別紙の「社会保険料等・所得税控除見込額早見表」で支払う保険料を確認しよう。

☆まとめ☆

　社会保険を含めて、社会で生活をするための仕組み（社会保障）は、たくさんあります。自立をするために社会保障の仕組みや支援機関の利用の仕方を理解することが大切です。

「自立する」とは一人で生きていくということではなく、社会保障の仕組みや支援機関に助けてもらいながら日常生活を送っていくことです。